

SoA モバイルサポート 利用規約

第1条（規約の適用）

- 株式会社 SoA-Partners（以下「運営元」といいます。）は、SoA モバイルサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「SoA モバイルサポート」サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
- 変更後の本規約は、当社の指定するウェブサイトに掲載した時点から効力が生じるものとします。

第2条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

利用希望者は、本サービスに申込みことにより、「修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）特典」と運営元が提供する「モバイル設定サポート」を、利用することができるものとします。

① 修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）特典

(1)対象端末故障時等の修理費を保証するサービス。概要は別紙2に定めるとおりとします。

② モバイル設定サポート

- (1)運営元が提供する通信端末の使用上のトラブル等の対応サービスを、一般顧客向けの提供価格ではなく、割引価格にて利用できるサービスです。
- (2)会員は、運営元との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用できるものとします。尚、概要は別紙1に定めるとおりとします。

第3条（本規約の承諾及び会員契約の締結）

利用希望者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「会員契約」といいます。）が成立し、本サービスの会員になるものとします。

別紙 1

モバイル設定サポート

1. 定義・確認事項

① 「モバイル設定サポート」(以下「訪問サービス」といいます)とは、株式会社 SoA-Partners(以下「運営元」といいます。)の提供する通信端末の使用上のトラブル等対応サービスを、会員価格(通常価格から20%割引)にて利用できるサービスをいいます。

※訪問サポート料金及び延長料金のみ割引対象で、オプション料金を含むその他料金は対象外となります。

② 「訪問サービス」は、会員と運営元との間で直接サービス利用に係る契約を締結の上で利用するものとなります。

③ 運営元は、会員の訪問サービスの利用およびそれに関連して生じた会員または第三者の損害に対して、いかなる責任も負わず、また一切の賠償・補償も行いません。

2. 対象機器

(1)日本国内でご購入されたスマートフォン・タブレットなどの通信端末

(2)現在もハードウェア及びソフトウェアメーカーがサポートしている範囲内

3. 利用方法訪問サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

① 利用の連絡をソアサポ窓口(0120-145-066 平日 10:00~18:00)へ、会員本人から直接電話により、ご連絡ください。

② 会員からの連絡を受けた際に、会員の本サービスの加入状況等の照会・確認をします。

③ 会員の本サービスの加入が確認できた場合、会員の状況をヒアリングし、概算見積もり金額を提示いたします。なお、実際の状況の診断前のため、この時点の見積もりは概算のものとなります。実際の訪問サービス提供時の診断後に見積もり金額が変わる場合もあります。

④ 会員と担当スタッフが相談のうえ、会員が訪問サービスの利用を希望する場合は、担当スタッフの訪問等の日時を決定し、担当スタッフが会員の自宅や会社等指定の場所に訪問等します。

⑤ 担当スタッフが訪問し、会員の状況を解決等し、会員は、運営元の請求に従い、運営元に対して訪問サービス料金を支払うものとします。

4. 訪問サービスの中断・中止

以下のいずれかに該当する場合、担当スタッフは、訪問サービスのサポート作業を実施せずに作業を終了する場合があります。

① 申込内容がサポートの対象外である場合

② 申込内容に虚偽の事項が確認された場合

③ サポートに必要な情報等を開示いただけない場合

- ④ サポートに必要な機器や環境が整っていない場合
- ⑤ 対象機器に致命的障害があり、サポートを行えない場合
- ⑥ サポートの過程で、申込内容以外の追加作業が必要になり、追加料金のお支払いに承諾を得られない場合
- ⑦ 違法コピー等、日本国の法令に違反するサポートを要求された場合
- ⑧ その他運営元の定める場合

5. 免責事項

- ① 訪問サービスにおけるサポートは、情報の制限及び技術的な制限等を受けることから正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものではありません。
- ② サポートを利用することにより、対象機器のメーカー等の保証が受けられなくなる場合があります。
- ③ 対象機器等の環境により、サポート終了時間の保証はできません。
- ④ 作業環境及び会員の事由により、サポート終了時間が予定より長引いたり、終了できない可能性がある場合は、サポートを中止または延期することがあります。
- ⑤ その他、運営元の定める事項。

別紙 2

修理費用保険（無線通信端末修理費用補償特約付き）特典

1. 概要

サービス「SoA モバイルサポート」に付随関連して、偶然な事由（注1）によって、被保険者が所有かつ使用（個人使用に限ります）する無線通信端末が使用不能（無線通信端末を使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度として保険金をお支払いするサービスです。

引受保険会社をレスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を株式会社 SoA-Partners とします。被保険者は個人会員の場合は、会員本人および会員と生計を同一にする同居の親族（2親等以内）および別居の未婚の子を含みます。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損及び盗難が補償対象となります。紛失は補償対象外です。盗難は警察への盗難届が受理された場合に限りです。

なお、本規約とともに、「重要事項説明書（被保険者向け）－契約情報－」を必ずご確認ください。

重要事項説明書（被保険者向け）－契約情報－

ライトプラン：<https://www.rescue-sonpo.jp/pdf/important-CR0000101332501.pdf>

スタンダードプラン：<https://www.rescue-sonpo.jp/pdf/important-CR0000101342501.pdf>

ロイヤルプラン：<https://www.rescue-sonpo.jp/pdf/important-CR0000101352501.pdf>

2. 無線通信端末（保険の対象）

無線通信端末とは、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン（タブレット PC を含みます）、モバイルゲーム機、ワイヤレスイヤホン、スマートウォッチ等の無線通信機能を内蔵した端末をいいます。（注1）（注2）（注3）（注4）

（注1）日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末で、日本国内で修理可能なもの、かつ日本国内で購入可能な端末に限ります。

（注2）端末に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等および充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

（注3）補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作している端末に限ります。

（注4）1 回目の事故が発生した時に補償対象端末を登録し、以降は登録端末のみが補償対象端末となります。ただし、修理が不可能で端末を別途購入した場合は購入した端末が補償対象端末となります。

3. 補償期間

会員の本サービスの利用開始日の 0 時に始まり、本サービス制度から脱退、退会した日の 24 時に終わります。

4. お支払いする保険金の額

引受保険会社は、会員の無線通信端末に損害が生じた場合に以下の通り保険金をお支払いいたします。但し、保険金のお支払い回数は年間1回までとし、支払回数は事故日を基準として記録します。また、「5.保険金が支払われない場合」に該当する場合は、保険金をお支払いしないものとします。

無線通信端末	プラン	保険金額	免責金額	ご利用上限回数
スマートフォン 携帯電話 タブレット端末 ノートパソコン モバイルゲーム機 ワイヤレスイヤホン スマートウォッチ	ライト	修理可能(注1)：最大10万円	免責金額：0円	年間1回まで
		修理不能(注2)：最大2.5万円		
	スタンダード	修理可能(注1)：最大10万円		
		修理不能(注2)：最大5万円		
ロイヤル	修理可能(注1)：最大10万円			
	修理不能(注2)：最大10万円			

次の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。但し保険金額を限度とします。

修理可能：損害の額（注3）－免責金額（0円）＝損害保険金の額

修理不能：損害の額（注4）－免責金額（0円）＝損害保険金の額

（注1）修理可能とは無線通信端末をメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や無線通信端末のメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

（注2）修理不能とは、無線通信端末の内部基盤が修復不能な状態のため、あるいは盗難のため、無線通信端末のメーカー等での修理が不可能で、被保険者が別途無線通信端末を購入した状態をいいます。

（注3）被保険者が負担した修理費用とします。

（注4）被保険者が負担した同等の無線通信端末の購入費用とします。

5. 保険金が支払われない場合

（1）お支払い要件を満たす場合であっても、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①無線通信端末が、日本国内で販売されたメーカーの正規品以外の場合。
- ②購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。（初期不良を含む。）
- ③当該機種販売開始から3年を超えた無線通信端末に生じた自然故障。
- ④無線通信端末のメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する（瑕疵の存在が推定される場合を含む）製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑤すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、無線通信端末の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑥無線通信端末を、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑦詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑧自然の消耗、経年劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑨日本国外で発生した事故による損害。
- ⑩無線通信端末が故障または外装破損した場合において、被保険者が、無線通信端末のメーカー等が発行

する書類を、弊社に提出しない場合。

- ⑪無線通信端末が修理可能にもかかわらず、被保険者が無線通信端末を修理しなかった場合。
- ⑫無線通信端末が修理不能にもかかわらず、被保険者が別途同種の無線通信端末を購入しなかった場合。
- ⑬修理の際メーカーの修理不能リストに載っている無線通信端末、または修復可能な状態にもかかわらず部品が無いことを理由に修理しなかった場合。
- ⑭補償開始日の前日以前に生じた故障または外装破損。
- ⑮補償終了日の翌日以降に生じた故障または外装破損。
- ⑯無線通信端末を家族、知人、オークションやフリマサービス等を利用した第三者から購入、譲受した場合。
- ⑰盗難が未遂であった場合。
- ⑱盗難に遭った無線通信端末が、保険金支払前に発見された場合。

(2) 次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①無線通信端末のメーカー等による無線通信端末の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、無線通信端末の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②無線通信端末にかかった、修理費用以外の費用による損害。(見積り取得に関する費用、送料、出張料、Apple Express交換サービス利用料など。)